

9 **工事**提出書類記載要領

書類 工 1 建設業許可証明書又は通知書 **必須**

【注意事項】

- 登録を希望する種目の「建設業許可通知書」又は「建設業許可証明書」を提出してください。
 - ※ 「建設業許可証明書」については、各地方整備局・都道府県によって「許可確認願」等、異なる名称で交付する場合がありますので、許可を得ている機関に御確認ください。
- 申請種目に該当する業の許可日が平成28年11月1日以降（有効期限が令和3年10月31日以降）のものとしてください。
- 更新申請中の場合は、現在手元にある通知書と、更新申請中である旨が分かる書類を提出し、更新完了後速やかに建設業許可通知書を提出してください。
- 「小修繕」に申請する場合は、提出の必要はありません。

書類 工 2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 **必須**

【注意事項】

- 審査基準日が令和2年4月1日以降で、かつ審査結果通知日が令和3年10月31日以前のものとしてください。
- 次の①～③の要件を全て満たしていることが必要です。満たしていない場合は申請できません。
 - ① 登録を申請する種目に対応する工事種目の総合評定値（P点）があること。
 - ② 登録を申請する種目に対応する工事種目の完成工事高（2年平均又は3年平均）が“0”でないこと。
 - ③ その他の審査項目（社会性等）の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の数値等欄が「無」でないこと。
- ※ 上記が「無」の場合は、次の書類を提出してください（令和3年4月以降に建設業許可を受けている場合を除く。）。
 - ア 雇用保険の加入の確認書類： a 及び b 又は c、d のいずれか
 - a 「労働保険概算・確定保険料申告書」
 - b a により申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」
 - c 「雇用保険被保険者資格取得等通知書」（事業主通知用）
 - d 雇用保険適用事業所設置届出事業主控（提出先の受付済印があるもの）
 - イ 健康保険・厚生年金保険の加入の確認書類： a～e のいずれか
 - a 保険料納付に係る「領収証書」
 - b 保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」

- c 保険料納付に係る「社会保険納入確認書」
- d 「健康保険・厚生年金保険取得確認及び標準報酬決定通知書」
- e 加入手続き直後の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」（提出先の受付済印があるもの）

- 「小修繕」に申請する場合は、提出の必要はありません。
- インターネットからダウンロードしたものは認めません。
- 通知書を紛失した場合は、経営規模等評価結果通知書を交付している機関が発行する証明書でも構いません。

書類 工3 技術職員名簿 必須 (変更あり)

【注意事項】

- 書類 工2（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）に関する審査の申請時に添付していたものを提出してください。
- 上記申請時と現時点で記載技術者の雇用状況に変化があっても、追加や削除等の訂正はしないでください。

※ 格付については、原則として経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に関する審査の申請時点における技術者の状況の評価することに改めました。これにより、令和3年度京都市競争入札参加資格確認・格付申請まで提出を求めていた「技術者経歴書（工事）」の作成、及び技術者の資格者証明書等の添付を不要とし、書類作成の負担軽減を図りました。

- 「市役所」に登録する京都市内業者で格付を希望する場合は、以下を黒ボールペンで追記してください。
 - 業種コードが登録種目に対応するコードであり、かつ有資格区分コードが当該種目の1級又は2級の国家資格を示すコードである女性技術者の氏名を○で囲み、人数を欄外に記載してください。
 - ※ 技術職員名簿で上記の要件を満たしていないが、令和3年10月31日時点で要件を満たす女性技術者がいる場合は、書類 工4（技術者経歴書（工事））に記載し、資格証（法令に基づく1級又は2級の免許等）を添付することができます。また、技術職員名簿に記載がないが、令和3年10月31日時点で要件を満たす技術者がいる場合も、書類 工4（技術者経歴書（工事））に記載、常勤雇用を確認できる書類（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、会社名の記載のある健康保険証等）を添付することができます。
 - 監理技術者資格者証交付番号欄に番号が記載されており、業種コードが登録種目に対応するコードであり、かつ講習受講欄が「1」となっている監理技術者の講習受講欄の「1」を○で囲み、人数を欄外に記載してください。
 - ※ 技術職員名簿で上記の要件を満たしていないが、令和3年10月31日時点で以下の要件を満たす監理技術者がいる場合は、書類 工4（技術者経歴書（工事））に記載し監理技術者資格者証を添付することができます。

- ・ 監理技術者資格者証の有効期限が令和3年10月31日以降であること。
- ・ 監理技術者資格者証の「所属建設業者」欄に申請者の商号、屋号又は名称が記載されていること。
- ・ 監理技術者資格者証の「建設業の種類」欄の登録種目に対応する建設業が「1」と記載されていること。
- ・ 監理技術者講習修了証、又は監理技術者資格者証の裏面の「講習修了年月日」欄の記載が平成28年1月1日以降であること。

土木・建築の2種目登録を希望する場合は、以下を追記してください。

- 全ての職員について、いずれの種目の職員としてカウントするかが分かるように、職種コードを○で囲んでください。
- 大企業及び京都市外業者については、京都市を担当とする支社等に属し、京都市発注の工事に従事可能な技術者のみ○で囲んでください。
- ※ 2種目登録に必要な法令に基づく当該種目の1級又は2級の有資格技術者であることを技術職員名簿で確認できないが、令和3年10月31日時点で要件を満たす技術者がいる場合は、**書類 工4**（技術者経歴書（工事））に記載し資格証（法令に基づく1級又は2級の免許等）を添付することができます。また、技術職員名簿に記載がないが、令和3年10月31日時点で要件を満たす技術者がいる場合は、**書類 工4**（技術者経歴書（工事））に記載し、常勤雇用を確認できる書類（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、会社名の記載のある健康保険証等）を添付することができます。

書類 工4 技術者経歴書（工事） **該当者のみ**（変更あり）

【注意事項】

原則として小修繕登録の場合のみ提出してください。

※ **書類 工3**（技術職員名簿）で要件を満たさず、又は記載がないが、令和3年11月24日時点で要件を満たす技術者を追加したい場合にも、追加したい技術者のみを記入し、必要な資格者証等を添付して提出することができます。

指定様式の全項目が記載されていれば、指定様式以外でも構いません。

【小修繕登録で記入を要する技術者】

- 本店又は主たる事務所が京都市内にある場合は、常勤雇用している技術者全員を記入してください。
- 本店又は主たる事務所が京都市内がない場合は、京都市発注の工事に従事可能な常勤雇用している技術者（京都市を担当する支社等に属する技術者等）を記入してください。

※ 土木・建築の2種目登録の場合は、種目別に作成してください。

書類 工5 その他証明書 **該当者のみ**

(1) 下の表の左欄に該当する場合は、右欄記載の書類を提出してください。

条 件	必要書類
個人事業主が法人化して1年に満たないが、個人事業主のときから通算すれば1年以上経過している事業者	法人化以前（個人事業主）の営業を確認できる書類 （例）建設業許可通知書，経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書，確定申告書と収支内訳書等
中小企業等協同組合法に係る事業協同組合，企業組合	○ 定款 ○ 役員及び組合員名簿 ○ 官公需適格組合証明書（該当組合のみ） ○ 官公需共同受注規約（該当組合のみ）
「管工事」登録希望者のうち，格付を希望するもの	○ 京都市指定給水装置工事事業者指定証 ※ <u>令和3年10月31日時点で有効なもの</u> であること ○ 京都市指定下水道工事事業者指定証 ※ 有効期限が <u>令和3年10月31日以降</u> であること

(2) 京都市内に本社又は主たる事業所を有しており，以下の種目において格付を希望する場合に，その加点対象となる書類です。該当するものがあれば，提出してください。

<p>【対象種目】</p> <p>○市役所：土木工事，建築工事，電気工事，管工事，舗装工事，造園工事，解体工事</p> <p>○上下水道局：土木一式工事，舗装工事</p> <p>※ 上記以外の種目に登録している場合は，提出の必要はありません。</p> <p>※ また，上記種目であっても格付又は加点を希望しない場合は提出の必要はありません。</p> <p>※ <u>上下水道局において，今回から新たに舗装工事の格付を開始します。</u></p>

□ **ISO9000シリーズ登録証**

公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互承認している認定機関に認定されている審査登録機関によりISO9000シリーズの認証を取得している場合は登録証の写しを提出してください。日本語で記載されていない場合は，日本語訳も添付してください。

【注意事項】

- ※ 登録証の「登録日」又は「登録更新日」が令和3年10月31日以前であり，「有効期限」が令和3年10月31日以降であること。
- ※ 登録証の「登録範囲」が登録種目の内容に対応していること。

□ KES・環境マネジメントシステム・スタンダード登録証 又は ISO14000シリーズ登録証

特定非営利活動法人KES環境機構又は同機構と相互認証している団体によるKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ1又はステップ2）の認証を取得している場合、又は、公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互承認している認定機関に認定されている審査登録機関によりISO14000シリーズの認証を取得している場合は登録証の写しを提出してください。日本語で記載されていない場合は、日本語訳も添付してください。

両方での重複加点はありません。いずれか一方を提出してください。

【注意事項】

- ※ 登録証の「登録日」又は「登録更新日」が令和3年10月31日以前であり、「有効期限」が令和3年10月31日以降であること。
- ※ 登録証の「登録範囲」が登録種目の内容に対応していること。

□ 障害者雇用状況報告書

「障害者雇用状況報告書」をハローワーク（公共職業安定所）に提出している場合は、そのハローワークの受付印のある障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に規定する障害者雇用率を達成している事業者について加点します。

※ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、「障害者雇用率制度」が設けられており、総従業員数（週20～30時間未満の短時間労働者も含みます。）が43.5人以上の事業主は、その総従業員数の2.3パーセント以上の障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者）を雇用しなければならないこととされています。

【注意事項】

- ※ ハローワークの受付印があり、その日付が令和3年6月1日以降、令和3年10月31日以前であること。
- ※ 電子申請をした場合は、ハローワークからの返信メールの写しが添付されていること。
- ※ 報告書の⑫欄「身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」が0人であること。

□ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届出を行っている場合は策定・変更届の写しを提出してください。

※ 「次世代育成支援対策推進法」では101人以上の労働者を雇用する事業主は、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について「一般事業主行動計画」を策定し、一般に公表し、従業員に周知したうえ、都道府県労働局に速やかに届け出なければならないとされ、雇用する労働者が100人以下の事業主には、同様の努力義務があるとされています。

【注意事項】

- ※ 令和3年10月31日現在で計画期間中であること。
- ※ 京都労働局の受付印があり、その日付が令和3年10月31日以前であること。
- ※ 電子申請をした場合は、厚生労働省「両立支援のひろば」の「一般事業主行動計画公表サイ

ト」に掲載されている画面部分のプリントアウトが添付されていること。

□ 不当要求防止責任者講習受講修了書

不当要求防止責任者を選任し、当該責任者が不当要求防止責任者講習の受講を修了している場合は、受講修了書の写しを提出してください。

※ 不当要求防止責任者講習とは、事業者が選任した不当要求防止責任者が、暴力団からの不当要求に対処するための必要な知識、技能を習得することを目的として、公安委員会(警察)が実施する講習のことです。受講料は無料です。

この講習を受講するには、事業者が、不当要求防止責任者を選任し、公安委員会に届け出ることが必要です。不当要求防止責任者は、常用雇用され、業務を統括する管理職以上の方が望ましいとされています。

「不当要求防止責任者講習」については、(公財)京都府暴力追放運動推進センターのホームページを御確認ください。

ホームページアドレス : <http://www.kyoto-boutsui.com/>

【注意事項】

※ 講習年月日が平成29年11月1日以降であり、令和3年10月31日以前発行であること。
ただし、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、受講が困難であった場合は、令和3年11月1日から令和3年12月31日までの間に受講した場合も対象とします。その場合は受講修了書を令和4年1月6日(消印有効)までに手引7ページの提出方法により郵送してください。

□ 京都市消防団協力事業所表示証交付書又は京都市消防団協力事業所認定継続通知書

京都市消防団協力事業所に認定されている場合は、表示証交付書又は認定継続通知書の写しを提出してください。

【注意事項】

※ 交付日が令和3年10月31日以前であり、有効期限が令和3年10月31日以降であること。

□ 京都市指定給水装置工事事業者指定証

管工事登録業者で、京都市指定給水装置工事事業者に指定されている場合は、工事事業者指定証の写しを提出してください。提出がない場合は格付対象となりません。

【注意事項】

※ 交付日が令和3年10月31日以前であり、有効期限が令和3年10月31日以降であること。

□ 京都市指定下水道工事事業者指定証

管工事登録業者で、京都市指定下水道工事事業者に指定されている場合は、工事事業者指定証の写しを提出してください。提出がない場合は格付対象となりません。

【注意事項】

※ 交付日が令和3年10月31日以前であり、有効期限が令和3年10月31日以降であること。

□ 官公需適格組合証明書

官公需適格組合として中小企業庁の官公需適格組合証明基準に適合していることの証明を受けた組合である場合は、証明書の写しを提出してください。